第十九条の三（第三号ニ及びト並びに第四号を除く。）	銀行法第二十一条第二項前段に規定する主務省令で定めるもの
第十九条の四	銀行法第二十条第一項又は第二項及び第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面の縦覧
第十九条の五	銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が特定承継会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なものの開示
第二十条	銀行法第二十二条の規定による事業報告等の記載事項
第二十一条	銀行法第二十四条第二項に規定する主務省令で定めるもの
第二十二条（第八号を除く。）	銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可の申請
第二十二条の二（第八号を除く。）	銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可の申請
第二十三条	銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受けの認可の申請
第二十四条	銀行法施行令第七条に規定する債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第二十五条	銀行法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可の申請
第二十六条	銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示
第二十七条	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
第三十四条の二第一項（第五号及び第七号を除く。）及び第三項（第三号を除く。）、第三十四条の二の三並びに第三十四条の二の四	銀行法第五十二条の二第一項の規定による認可の申請等
第三十四条の三十二第一項及び第二項	銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項
第三十四条の三十二第三項	銀行法施行規則第三十四条の三十二第一項第一号ロ(1)の規定を準用する場合
第三十四条の三十三	銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する主務省令で定めるもの
第三十四条の三十四及び第三十四条の三十五	銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類

第三十四条の三十六	銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する主務省令で定める基準
第三十四条の三十七	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があった場合における審査
第三十四条の三十八	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査
第三十四条の三十九	銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定による届出
第三十四条の四十一	銀行法第五十二条の四十第一項に規定する主務省令で定める様式
第三十四条の四十一の二	銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認の申請等
第三十四条の四十二	銀行法第五十二条の四十三の規定に基づく分別管理
第三十四条の四十三	銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する主務省令で定める事項
第三十四条の四十四	銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による預金者等に対する情報の提供
第三十四条の四十五	銀行法の規定により銀行代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合
第三十四条の四十六	銀行法施行規則第三十四条の四十三第一項第三号の規定を準用する場合における情報の提供
第三十四条の四十七	銀行法の規定による銀行代理業者の個人顧客情報の取扱い
第三十四条の四十八	銀行法の規定による銀行代理業者の顧客情報の使用に係る書面による同意等
第三十四条の五十九	銀行法の規定による銀行代理業に係る社内規則等
第三十四条の五十	銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する主務省令で定める銀行代理業者と密接な関係を有する者
第三十四条の五十一	銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるもの
第三十四条の五十二	銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定めるもの
第三十四条の五十三	銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する主務省令で定める行為
第三十四条の五十三の二	銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令で定める行為
第三十四条の五十三の三	銀行法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項についての広告等の表示方法